

京都府自殺対策推進計画（案）

京 都 府

目 次

第1章 京都府自殺対策推進計画の趣旨等	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1
第2章 京都府における自殺の現状	2
第3章 自殺対策の推進に関する基本的な方向性	3
1 自殺対策の推進に関する基本的な考え方	3
2 自殺対策の実施に当たっての横断的な視点	3
3 施策体系	4
第4章 具体的な取組	5
1 重点的な取組	5
2 具体的な取組	6
(1) 自殺の問題に関する理解の促進と取組の推進	6
(2) 自殺の背景となる要因の軽減のための取組の推進	8
(3) 自殺の原因・背景に対応した支援体制等の整備	13
第5章 数値目標等	16
1 数値目標	16
2 推進体制	16

第1章 京都府自殺対策推進計画の趣旨等

1 計画策定の趣旨

京都府における自殺者数¹は、平成10年に急増して600人を超えて以来、高い水準で推移してきました。この間、京都府においては、平成19年に京都府自殺対策連絡協議会でとりまとめられた「京都府における自殺対策のあり方に関する提言」を踏まえ、ゲートキーパーの養成や自殺ストップセンターの設置等の自殺対策を強化してきました。

このような取組の成果もあり、自殺者数は、平成23年以降は概ね減少傾向となり、平成26年は対前年47人減少の471人となっています。しかしながら、依然として多くの方が自ら命を絶っておられることや自殺に関する正確な情報発信が十分でないために自死遺族²の方々は偏見に苦しんでおられることなどから、今後も中長期的に自殺対策に取り組んで行く必要があります。

こうしたことから、京都府では、国、市町村及び府民等が一体となって自殺対策を推進して、悩み苦しんでいる方々が孤立することを防ぎ、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会を実現することを目的として、都道府県で初めて「京都府自殺対策に関する条例」（平成27年京都府条例第20号）を制定しました。

本計画は、この条例に基づき、自殺対策に関する現状と課題、基本的な施策の方向性を明確にし、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、京都府自殺対策に関する条例（以下「条例」という。）第9条の規定による自殺対策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

3 計画期間

国の自殺総合対策大綱が概ね5年を目途に見直すこととされていることも踏まえ、この計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

¹ 本計画では、自殺者数等については、特段の記載がない限り、警察庁の自殺統計原票を集計した結果（以下「自殺統計」という。）による統計データを用いています。

² 本計画においては、「自殺」、「自死」の用語について様々な意見があることを踏まえ、「①遺族や遺児に関する表現は『自死』、②行為を表現するときは『自殺』、③法令等の用語を引用する場合は①によらず『自殺』を使用する」という考え方に基づいて用語を使用しています。

第2章 京都府における自殺の現状

- 京都府における自殺者数は、平成10年に急増（220人増、対前年比47%増）して以来、平成22年までの13年間は、590人から696人までの間で推移してきましたが、平成23年以降は減少傾向に転じ、平成26年の自殺者数は471人となっています。
- また、人口10万人あたりの自殺者数をあらかず自殺死亡率は、平成10年に急上昇（26.0）しましたが、自殺者数と同様に平成23年以降は低下傾向に転じ、平成26年の自殺死亡率は18.0となっています。
- 依然として多くの方が自ら命を絶っておられることから、今後も中長期的に自殺対策に取り組んで行くことが課題となっています。

<京都府内の自殺者数・自殺死亡率の推移>

	H9	H10	H11～H21	H22	H23	H24	H25	H26
自殺者数(人)	467	687	590～696 で推移	623	567	464	518	471
自殺死亡率	17.7	26.0	22.3～26.3 で推移	23.6	21.5	17.7	19.8	18.0
全国順位※3	—	—	—	11	9	1	8	5

- ※1 自殺者数は、平成19年までは京都府警察本部「平成19年中における自殺の概要資料」、平成20年以降は、内閣府「警察庁の自殺統計原票を集計した結果（自殺統計）」による自殺者数（発見日・発見地）
- ※2 自殺死亡率は、総務省統計局の「都道府県別人口（各年10月1日現在）-総人口」による人口を用いて算出。出典：「人口推計」（総務省統計局）（<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/index.htm>）（平成27年6月30日に利用）
- ※3 全国順位は、自殺死亡率の低い順に記載

<全国の自殺者数・自殺死亡率の推移>

	H9	H10	H11～H21	H22	H23	H24	H25	H26
自殺者数(人)	24,391	32,863	31,042～34,427 で推移	31,690	30,651	27,858	27,283	25,427
自殺死亡率	19.3	26.0	24.4～27.0 で推移	24.9	24.0	21.8	21.4	20.0

(参考) 年齢別の死因（全国の状況）

- 日本では、若年層の死因の第1位は自殺です。
この計画では、若年層に対する自殺対策にも重点的に取り組みます。

年齢階級	死因の第1位	死因の第2位
10～14歳	悪性新生物	自殺
15～39歳	自殺	悪性新生物(15～29歳は不慮の事故)
40～64歳	悪性新生物	心疾患(40～49歳は自殺)

※出典：「平成27年版自殺対策白書」

第3章 自殺対策の推進に関する基本的な方向性

1 自殺対策の推進に関する基本的な考え方

① 自殺の問題に関する府民の理解促進

自殺は、心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での人間関係など様々な社会的な要因等が複雑に関係しており、一部の人だけではなく、誰もが当事者となり得るものであること、また、自殺対策には、悩みを抱えた方を孤立させず、適切な支援を行うことが必要であることが広く府民に認識されるよう、府民の理解促進を図る。

② 自殺の背景となる社会的な要因の軽減

自殺は、その多くが、様々な社会的な要因によって心理的に追い込まれた末の死であることから、職域、学校、地域における体制整備や人材養成など、その要因が軽減されるよう対策を実施する。

③ 自殺の原因・背景に対応した支援体制等の整備

悩みを抱えた方を取り巻く地域や職場、人間関係や家族の状況なども様々であることから、一人ひとりの置かれた状況や、その原因・背景に対応したきめ細かな支援が受けられるよう、相談・支援体制の整備・充実を図る。

2 自殺対策の実施に当たっての横断的な視点

① 自殺予防から自殺の防止、事後の対応まで各段階を捉えた対策の実施

心の健康づくりなどの自殺予防の取組から、現に自殺が起こりつつある事態への対応、自殺未遂が発生した場合への対応や自死遺族への対応まで、それぞれの段階を捉えて対象者の特性に応じた切れ目のない対策を実施する。

② 国、市町村、民間団体、府民等との連携による推進

効果的に自殺対策を推進するため、国、市町村、民間団体、府民等との適切な役割分担及び連携の下で、取組を推進する。

また、医療・福祉施策、教育施策等、関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的・計画的な取組の展開を図る。

3 施策体系

(1) 自殺の問題に関する理解の促進と取組の推進

① 府民の理解の促進

- ・「京都いのちの日」（毎年3月1日）を中心とした自殺の問題に関する理解促進の取組（重点）
- ・学校における自殺予防を目的とした教育の実施の促進 など

② 自殺対策関係団体等の活動に対する支援

- ・自殺未遂者・自死遺族等の居場所づくりへの支援（重点）
- ・電話相談、人材育成等の取組への支援 など

(2) 自殺の背景となる要因の軽減のための取組の推進

① 人材養成

- ・広く府民を対象とするゲートキーパー研修の実施（重点）
- ・スクールカウンセラーに対する自死遺児支援研修の実施（重点）
- ・自殺対策に取り組む民間団体相互の交流・連携の機会の設定 など

② 職域、学校、地域における体制整備

- ・企業等への臨床心理士派遣による専門的支援の実施
- ・大学教員・学生等へのゲートキーパー研修による相談・支援体制強化（重点）
- ・市町村のうつスクリーニングへの支援 など

③ 医療提供体制の整備

- ・精神科・一般科の連携体制の整備促進
- ・地域におけるかかりつけ医と精神科医との医療連携の促進 など

(3) 自殺の原因・背景に対応した支援体制等の整備

① 連携体制の整備

- ・地域の相談・支援ネットワークの構築（重点）
- ・生活困窮者自立支援制度、生活保護制度、雇用支援対策等の支援施策・制度との連携体制の構築 など

② 自殺発生の危機対応

- ・自殺ストップセンターにおけるハイリスク者への支援
- ・支援人材養成などによる自殺ストップセンターの寄り添い支援強化（重点）
- ・LINEの無料通話機能を活用した電話相談の利用促進 など

③ 自殺未遂者に対する支援

- ・自殺未遂者の居場所づくりの推進（重点）
- ・相談・支援窓口に関する情報提供の仕組み構築（重点） など

④ 自死遺族等に対する支援

- ・自死遺族等の居場所づくりの推進（重点）
- ・相談・支援窓口に関する情報提供の仕組み構築（再掲）（重点）
- ・自死遺族のための居場所づくりに臨床宗教師を活用（重点） など

第4章 具体的な取組

1 重点的な取組

次の3点を重点的な取組として推進します。

- ① 「京都いのちの日」を中心とした自殺の問題に関する理解促進の取組
- ② 自殺の背景となる要因の軽減に向けた人材の養成
- ③ 地域のネットワークの構築をはじめとする支援体制の整備

重点取組① 「京都いのちの日」を中心とした自殺の問題に関する理解促進の取組

- ・「京都いのちの日」シンポジウムの開催をはじめとする自殺対策強化月間における重点的な広報啓発活動を展開（**㉗新規**）

重点取組② 自殺の背景となる要因の軽減に向けた人材の養成

- ・広く府民を対象とするゲートキーパー研修を実施（**拡充**）
- ・学校におけるこころのケアの中心的役割を担うスクールカウンセラーに対する自死遺児の支援のための研修を実施（**㉗新規**）
- ・大学との連携により教員・学生等へのゲートキーパー研修を行い、大学の相談・支援体制を強化（**新規**）**京**

重点取組③ 地域のネットワークの構築をはじめとする支援体制の整備

- ・各保健所単位等の地域ごとに、関係機関・団体等との連携を促進し、地域の実情に応じた相談・支援ネットワークを構築
- ・自殺未遂者・自死遺族等の適切な支援につながるよう、警察・医療機関等と連携し、相談・支援窓口に関する情報提供の仕組みを構築（**新規**）
- ・自殺未遂者・自死遺族等の居場所（命のシェルター）づくりの推進（**拡充**）
- ・自死遺族が直面する法的な手続き等に対する支援人材を養成するなど、自殺ストップセンターの寄り添い支援機能を強化（**拡充**）
- ・大学等と連携し自死遺族のための居場所づくり等に「臨床宗教師³」を活用（**㉗新規**）**京**

※**京**印は、京都の特性、特徴を踏まえて取り組む若年者対策等の取組を示します。

³ 臨床宗教師とは、病院、福祉施設などの公共的空間において、布教や勧誘を一切行わずに、信仰の有無に関わらず分け隔てなく、こころのケアを実践する宗教者をさし、大学の臨床宗教師養成プログラム修了者を居場所のスタッフとして活用することを想定しています。

2 具体的な取組

(1) 自殺の問題に関する理解の促進と取組の推進

① 府民の理解の促進

条例で定めた「京都いのちの日」を中心とした集中的な広報啓発活動や教育を通じた自殺の問題に関する理解促進の取組などにより、自殺の問題に関する府民の関心と理解を深めていきます。

【主な施策】

- 「京都いのちの日」を中心とした自殺の問題に関する理解促進の取組
 - 「京都いのちの日」シンポジウムの開催をはじめとする自殺対策強化月間における集中的な広報啓発活動等を実施し、府民の自殺の問題に関する関心と理解を深めます。
 - 府内の相談・支援機関で組織した「京のいのち支え隊」による一斉街頭啓発など、自殺予防週間における集中的な広報啓発活動等を実施します。
 - ホームページ、チラシ、啓発グッズ、ゲートキーパー養成研修の実施等による広報啓発、相談窓口の周知をあらゆる機会を通じて実施します。
 - 京のいのち支え隊 Facebook、LINE@による若年層向けの情報発信を行います。
 - 地域において保健所、市町村、医療・職域の関係機関等が参画し、地域・職域が連携して保健事業等を行う「地域・職域連携推進会議」における取組テーマとして自殺予防をメンタルヘルス対策に盛り込み、事業所への啓発等の取組を推進します。
 - 自殺対策に取り組む民間団体等と連携し、自死遺族等の置かれた状況などへの理解促進を図ります。
 - 出産直後の育児不安や心身の不調を持つ妊産婦に対するメンタルヘルスケアシステムを構築するための研修会等を実施及びリーフレットを作成します。
 - 国との連携の下に自殺統計等のデータを活用し、自殺の現状や背景等を分析、情報提供を行い、自殺の実態について府民の理解を促進します。
- 教育を通じた自殺の問題に関する理解促進の取組
 - 学校における自殺予防を目的とした教育の実施を促進します。
 - いじめ未然防止・早期解消支援チームを設置するとともに、「心の教育」と「ふるまいの教育」の両面からのアプローチにより、いじめ問題の解消に取り組みます。
 - 家庭や地域、民間企業と連携して学校非公式サイトやSNS等の監視を行うなど、

いじめ防止の取組を推進するとともに、学校における相談体制の充実など、不登校の児童、生徒等の支援に取り組みます。

- 青少年の健全な育成に加え、スマートフォン等の新たな携帯型端末やSNSの普及に伴う被害・トラブルから青少年を守り、安心・安全なインターネット活用を図るため、フィルタリングサービスの利用促進や保護者等への最新情報に基づく教育、啓発をはじめとする総合的な取組を進めます。

②自殺対策関係団体等の活動に対する支援

自殺対策に取り組む民間団体等の活動に対する支援を実施し、様々な主体と連携、協働して自殺対策を推進します。

【主な施策】

- 自殺対策に取り組む民間団体等の行う自死遺族のための分かち合いの会や、悩みを抱えた方の居場所づくり等の取組に対する支援を実施します。
- 自殺対策に取り組む民間団体等の行う電話相談や人材育成等の取組に対する支援を実施します。
- グリーフケア⁴研修など自殺対策に関する専門的な人材を育成するための研修を実施します。
- 自殺対策に取り組む民間団体等の活動内容や運営ノウハウの情報共有、団体相互間の連携、人材養成等を図る支援人材交流会を開催します。
- 自殺等に関する情報の収集、分析を行い、自殺対策に取り組む民間団体等への情報提供を実施します。
- 鉄軌道事業者が実施するホームドア等転落防止設備に係る整備等の取組に対する支援を実施します。

⁴ グリーフケアとは、家族や身近な人等を喪失した後、体験する複雑な情緒的状态（グリーフ）のケアをさします。

(2) 自殺の背景となる要因の軽減のための取組の推進

① 人材養成

職域、学校及び地域において、「ゲートキーパー」をはじめ悩みを抱えた方に対する相談等の支援を行う人材や、職域や学校等の支援体制強化に取り組む人材等の養成を推進します。

【主な施策】

○職域及び学校における人材養成

- 職場のメンタルヘルス対策や働き方の見直しに取り組む管理監督者等に対し具体的な取り組み方等について浸透を図る研修会等を開催します。
- 学校におけるこころのケアの中心的役割を担うスクールカウンセラーに対する自死遺児の支援のための研修を実施します。
- 悩みを抱えた児童、生徒への気づきや支援など、教員の対応能力を向上させるため、スクールカウンセラー等による研修を推進します。
- 大学との連携により教員・学生等へのゲートキーパー研修を行い、大学の相談・支援体制を強化します。
- 大学と連携し、こころの健康スクリーニング等を行い、メンタルヘルスの推進を図りつつ、自死・自殺問題に適切に対応できる人材を養成します。

○地域における人材養成

- 行政職員や保健福祉関係者、府民の日常生活に密接に関わるサービスを行う事業所関係者など広く府民を対象とするゲートキーパー養成研修を実施します。
- 地域で精神疾患のある方やその家族からの相談等に対する支援を行うこころの健康推進員を養成します。
- 自死遺族が直面する法的な手続き等に対する支援人材を養成するなど、自殺ストップセンターの寄り添い支援機能を強化します。
- 出産直後の育児不安や心身の不調を持つ妊産婦に対し、個々に応じた支援プランを作成する「産後ケア専門員」や育児・家事支援等を行う「産前・産後訪問支援員」を養成します。

○医療等の専門領域に対応した資質の向上

- かかりつけ医等がうつ病を早期に発見し、適切な治療に結びつけるため、うつ病対応力向上を図る研修を実施します。

- グリーフケア研修など自殺対策に関する専門的な人材を育成するための研修を実施します。(再掲)
- 自殺対策に取り組む民間団体等の行う電話相談や人材育成等の取組に対する支援を実施します。(再掲)
- 自殺対策に取り組む民間団体等の活動内容や運営ノウハウの情報共有、団体相互間の連携、人材養成等を図る支援人材交流会を開催します。(再掲)

② 職域、学校、地域における体制整備

職場におけるメンタルヘルス対策の体制整備や、学校でのスクールカウンセラーの配置、地域における相談窓口の整備など、職域、学校及び地域における相談・支援体制の整備を進めるとともに、悩みを抱えた方の居場所づくりを推進します。

【主な施策】

○職域における体制整備

- 企業、各種相談機関等に対し、臨床心理士を派遣してメンタルヘルス対策等の専門的な支援を実施します。
- 職場のメンタルヘルス対策や働き方の見直しに取り組む管理監督者等に対し具体的な取り組み方等について浸透を図る研修会等を開催します。(再掲)
- パワーハラスメントや過重労働などの問題に対応し、自殺予防につなげるため、働く人のメンタルヘルス相談を実施します。
- 地域において保健所、市町村、医療・職域の関係機関等が参画し、地域・職域が連携して保健事業等を行う「地域・職域連携推進会議」における取組テーマとして自殺予防をメンタルヘルス対策に盛り込み、事業所への啓発等の取組を推進します。(再掲)
- 介護保険施設等に対する実地指導項目として自殺予防を位置付け、職員研修等の予防対策を推進します。
- 中小企業等におけるワーク・ライフ・バランスを推進するため、関係機関と連携し、健康で豊かな時間の確保や多様な働き方ができる職場の環境整備に向けた取組を実施します。
- 生活保護受給者や長期離職者等の生活困窮者を対象に、自立相談支援や日常生活改善に向けた取組、一般就労に向けた就労体験、中間的就労の場の提供など「生活・就労一体型支援事業」によって、生活保護等の人々が再起を期せるよう取組を進めます。
- 京都ジョブパークを中心に、行政、労働者団体、経営者団体等が一体となって、若年者、中高年齢者、子育て中の女性やひとり親家庭の人、障害のある人など幅広い府民を対象とした総合的な就業支援サービスの取組を拡充します。
- 特に若者が未来にチャレンジできるように、失業した若者や厳しい環境におかれ

ている若者の安定した雇用確保に向け、京都ジョブパークに併設した「わかものハローワーク」との共同支援を行います。

- 京都ジョブパークとほぼ同じ機能を備えた「北京都ジョブパーク」を中心に、北部地域における就職支援やU・Iターン就職の取組を進めます。

○学校における体制整備

- 学校におけるこころのケア等の中心的な役割を担うスクールカウンセラーや、相談室で教育相談や学習支援等を行う心の居場所サポーターを配置します。
- 学校における自殺予防を目的とした教育の実施を促進します。(再掲)
- 学校におけるこころのケアの中心的役割を担うスクールカウンセラーに対する自死遺児の支援のための研修を実施します。(再掲)
- 悩みを抱えた児童、生徒への気づきや支援など、教員の対応能力を向上させるため、スクールカウンセラー等による研修を推進します。(再掲)
- 大学との連携により教員・学生等へのゲートキーパー研修を行い、大学の相談・支援体制を強化します。(再掲)
- 大学と連携し、こころの健康スクリーニング等を行い、メンタルヘルスの推進を図りつつ、自死・自殺問題に適切に対応できる人材を養成します。(再掲)
- いじめ未然防止・早期解消支援チームを設置するとともに、「心の教育」と「ふるまいの教育」の両面からのアプローチにより、いじめ問題の解消に取り組みます。(再掲)
- 家庭や地域、民間企業と連携して学校非公式サイトやSNS等の監視を行うなど、いじめ防止の取組を推進するとともに、学校における相談体制の充実など、不登校の児童、生徒等の支援に取り組みます。(再掲)

○地域における体制整備

- 「京のいのち支え隊」による一斉街頭啓発、くらしとこころの総合相談会の実施及び学校における自殺予防教育の充実に取り組みます。
- 身近な地域で心の健康相談等が受けられるよう、精神保健福祉総合センター及び各保健所において相談窓口を設置します。
- 多重債務に関する相談窓口や多重債務者に対するカウンセリング体制の充実など多重債務対策を推進します。
- がん健診、集団検診等の機会を活用して行う市町村のうつスクリーニングに対する支援を通じ、適切な医療の受診を促進します。
- 薬物依存者やその家族からの相談窓口として「きょう一薬物をやめたい人」のホットライン」を開設し電話相談等を実施します。
- がん患者の療養生活に係る様々な不安を解消するため、京都府がん総合相談支援センターなどにおいて、必要な情報の提供や、相談支援の充実を図ります。
- 府立洛南病院に、精神医療から生活支援までワンストップで支援する「こころのケアセンター」を設置するとともに、病棟再編整備の取組を進め、民間病院では

対応が困難な専門医療への対応強化を図ります。

- 難病にかかっても地域で安心して療養生活や社会参加ができるよう、医療費助成制度の円滑な実施をはじめ、難病医療拠点病院や地域基幹病院等の指定など医療提供体制の整備や相談支援の充実等を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けられるよう、市町村と連携して「地域包括支援センター」の機能を充実します。
- 短期入所生活介護、短期入所療養介護など、介護をする家族の負担や疲労の軽減を図るケアを多職種が連携してサポートする体制づくりを支援します。
- 犯罪被害者等のための専用相談室等を整備し、プライバシーや心情に配慮した相談対応を行い、精神的な負担を軽減します。
- 平成27年8月に設置した「性暴力被害者ワンストップ相談支援センター」において、性被害に遭われた方が、24時間いつでも相談できる窓口を設置するとともに、心のケアや診察・証拠保全、法的支援等を関係機関と連携して迅速かつ包括的にを行います。
- 「チーム絆」による訪問支援や「職親事業」等によるひきこもり当事者の自立・社会参加促進及び家族の負担軽減を図る取組を推進します。
- 高齢者等の見守り・生活支援を進めるため、ボランティア団体やNPO等が行う高齢者の訪問見守り活動を支援するとともに、地域の様々な団体が連携・協働した「見守りネットワーク（絆ネット）」の構築を支援します。
- 精神科医、臨床心理士等の専門家で構成する緊急チームの派遣や、被害者・被災者のネットワークづくりなど、被害者・被災者支援の取組を総合的に推進します。

○様々な悩みを和らげる「居場所」づくりの推進

- 超宗派・超宗教的な立場から心のケアを実践する臨床宗教師を養成する大学と連携し、臨床宗教師が自死遺族のための傾聴活動を行う居場所づくりを行います。
- 自殺対策に取り組む民間団体等の行う自死遺族のための分かち合いの会や、悩みを抱えた方の居場所づくり等の取組に対する支援を実施します。（再掲）
- ひきこもりに悩むより多くの方が支援情報に触れ、自立への希望や目標を育むことができるよう、インターネットを活用した居場所の提供やサポートができる、新しいステージのひきこもり支援事業を展開します。
- フリースクールをはじめとする様々な関係機関と連携して、不登校や家庭の経済的な理由で教育機会が失われている子どもの居場所づくりを推進します。
- 子どもの貧困対策を総合的に推進し、貧困の連鎖を断ち切るため、ひとり親家庭の悩みや不安を持つ子どもが気軽に交流できる居場所を提供することで、子どもの心の安定や学習意欲の向上を図ります。
- 社会生活・就学等に不安や孤立感を抱える児童養護施設退所児童等に対し、施設と連携しながら相談・支援を行うとともに、気軽に相談できる居場所の設置や、希望する進路が選択できるよう、自立した社会生活に向けて支援します。

③ 医療提供体制の整備

一般救急病院と精神科病院の連携強化、医療機関との連携による自殺未遂者支援の強化など、適切な医療や支援が提供できる体制の整備を推進していきます。

【主な施策】

- 心の病気を持った方が、身体の病気を併発し救急対応が必要な場合に、一般救急病院と精神科病院が連携して、円滑に受入医療機関に搬送し、適切な治療が受けられる体制の整備を促進します。
- こころの健康の保持、増進等に取り組む民間団体等との連携により、精神科救急医療に関する電話相談、緊急に医療が必要な場合の基幹病院等への連絡調整等を実施します。
- 二次医療圏域等におけるかかりつけ医と精神科医の連携に必要な手順等のシステム構築（G-P ネット）による医療連携を促進します。
- 救急医療機関、市町村、保健所等の連携により、自殺未遂者に対する支援情報の提供及び相談支援等を実施します。
- かかりつけ医等がうつ病を早期に発見し、適切な治療に結びつけるため、うつ病対応力向上を図る研修を実施します。（再掲）
- 府立洛南病院に、精神医療から生活支援までワンストップで支援する「こころのケアセンター」を設置するとともに、病棟再編整備の取組を進め、民間病院では対応が困難な専門医療への対応強化を図ります。（再掲）

(3) 自殺の原因・背景に対応した支援体制等の整備

① 連携体制の整備

府内の相談・支援機関で組織した「京のいのち支え隊」のネットワークを活用した支援体制の整備・充実を図るとともに、地域における相談・支援ネットワークの構築や、悩みを抱えた方を支援する様々な制度等との連携を推進します。

【主な施策】

○「京のいのち支え隊」のネットワークを活用した支援体制の整備・充実

- 「京のいのち支え隊」による一斉街頭啓発、くらしとこころの総合相談会の実施及び学校における自殺予防教育の充実に取り組みます。(再掲)
- 自殺ストップセンターと専門職団体等の連携による多重債務、法律、労務等の問題に対する専門相談支援の充実に取り組みます。
- 児童虐待について、未然防止から早期発見・早期対応、再発防止まで一貫した取組を進めるとともに、京都府家庭支援総合センターでの複雑困難事例への対応や家庭復帰支援を推進します。
- 京都府家庭支援総合センターを中心に、府域全体で、ドメスティック・バイオレンス被害者の一時保護や安全な生活を支援するためのサポーターの派遣等を実施するとともに、ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた啓発を推進します。

○地域のネットワークの構築

- 各保健所単位等の地域ごとに、関係機関・団体等との連携を促進し、地域の実情に応じた相談・支援ネットワークを構築します。
- 市町村と保健所の更なる連携、市町村や自殺対策に取り組む民間団体等が行う自殺対策に対する支援等により地域の支援体制を強化します。
- 自殺対策に取り組む民間団体等の活動内容や運営ノウハウの情報共有、団体相互間の連携、人材養成等を図る支援人材交流会を開催します。(再掲)

○様々な支援制度等との連携

- 生活困窮者自立支援制度、生活保護制度、雇用支援対策等の支援施策・制度との連携体制を構築します。

② 自殺発生の危機対応

自殺ストップセンターを中心に、自殺の発生を回避し、自殺の危険性が高まっている方が抱える様々な課題の解決するため、寄り添い支援を行う体制の充実・強化を図ります。

【主な施策】

- 自殺関連専門相談窓口として自殺ストップセンターにおいて、電話、面接及び市町村・自殺対策に取り組む民間団体等との連携対応等により、希死念慮者、自殺企図者等のハイリスク者への支援を実施します。
- 大学等への広報を強化し、LINEの無料通話機能を活用した自殺ストップセンターの無料電話相談の利用を促進します。
- 自殺ストップセンターと専門職団体等の連携による多重債務、法律、労務等の問題に対する専門相談支援の充実に取り組みます。(再掲)
- 自死遺族が直面する法的な手続き等に対する支援人材を養成するなど、自殺ストップセンターの寄り添い支援機能を強化します。(再掲)

③ 自殺未遂者に対する支援

自殺未遂者に対する適切な医療や支援が提供できる体制の整備を推進するとともに、再度の自殺企図を回避するため、自殺対策に取り組む民間団体等と連携して居場所づくり等の取組を推進します。

【主な施策】

- 自殺関連専門相談窓口として自殺ストップセンターにおいて、電話、面接及び市町村・自殺対策に取り組む民間団体等との連携対応等により、希死念慮者、自殺企図者等のハイリスク者への支援を実施します。(再掲)
- 救急医療機関、市町村、保健所等の連携により、自殺未遂者に対する支援情報の提供及び相談支援等を実施します。(再掲)
- 二次医療圏域等におけるかかりつけ医と精神科医の連携に必要な手順等のシステム構築(G-P ネット)による医療連携を促進します。(再掲)
- 心の病気を持った方が、身体の病気を併発し救急対応が必要な場合に、一般救急病院と精神科病院が連携して、円滑に受入医療機関に搬送し、適切な治療が受けられる体制の整備を促進します。(再掲)
- 自殺対策に取り組む民間団体等の行う自死遺族のための分かち合いの会や、悩み

を抱えた方の居場所づくり等の取組に対する支援を実施します。(再掲)

④ 自死遺族等に対する支援

社会的に孤立しがちな自死遺族等に対して、必要な支援情報の提供を行う仕組みの構築や、法的な手続き等の寄り添い支援の強化を図るとともに、自殺対策に取り組む民間団体等や大学と連携して居場所づくり等の取組を推進します。

【主な施策】

- 自殺関連専門相談窓口として自殺ストップセンターにおいて、電話、面接及び市町村・自殺対策に取り組む民間団体等との連携対応等により、希死念慮者、自殺企図者等のハイリスク者への支援を実施します。(再掲)
- 救急医療機関、市町村、保健所等の連携により、自殺未遂者に対する支援情報の提供及び相談支援等を実施します。(再掲)
- 警察や医療機関等と連携し、社会的に孤立しがちな自死遺族に対して必要な情報を届けるための仕組みづくりを推進します。
- 自死遺族が直面する法的な手続き等に対する支援人材を養成するなど、自殺ストップセンターの寄り添い支援機能を強化します。(再掲)
- 学校におけるこころのケアの中心的役割を担うスクールカウンセラーに対する自死遺児の支援のための研修を実施します。(再掲)
- 自殺対策に取り組む民間団体等と連携し、自死遺族等の置かれた状況などへの理解促進を図ります。(再掲)
- 自殺対策に取り組む民間団体等の行う自死遺族のための分かち合いの会や、悩みを抱えた方の居場所づくり等の取組に対する支援を実施します。(再掲)
- 超宗派・超宗教的な立場から心のケアを実践する臨床宗教師を養成する大学と連携し、臨床宗教師が自死遺族のための傾聴活動を行う居場所づくりを行います。(再掲)

第5章 数値目標等

計画の実効性を確保するため、計画期間内に達成すべき目標として、数値目標を設定します。

1 数値目標

指標（平成 32 年）	現状（平成 26 年）
自殺死亡率 16.2 以下 （平成 26 年から 10%以上減）	自殺死亡率 18.0（全国 5 位）

【考え方】

- これまでの取組により、自殺者が急増した時期（平成 10 年：自殺死亡率 26.0）から平成 26 年までの 16 年間で、自殺死亡率が約 30%減少
- 平成 26 年の自殺死亡率を基準に、今後 5 年間で 10%以上減らすことを目指し対策を推進

2 推進体制

① 京都府自殺対策推進協議会

条例第 20 条の規定により設置している京都府自殺対策推進協議会において、自殺対策に取り組む民間団体や保健、医療、福祉、教育、労働などの幅広い分野の関係機関・団体の参画の下に、本計画の進捗状況や効果を検証しながら自殺対策を推進します。

② 京都府自殺対策推進本部

副知事を本部長として各部局長等からなる京都府自殺対策推進本部で情報共有を図り、全庁的、部局横断的な自殺対策を推進します。